推定」した。

それでは、右の二つの音波探査調査結果の結論は、二号炉申請書においてどう記されているかを見てみよう。

先ず一号炉審査の際の「伊方発電所―について」では、「敷地前面の沖合五～八ｋｍの海岸線とほぼ平行な海域でパターンの不連続やパターンの乱れ（地層の不連続や地形の変化が著しいことを示す）がやや集中的にみられたため、顕著な断層の存在を予想し、これを中央構造線であろうと推定した」（乙三―二、Ｐ４９）としている。

(2) その後に実施した調査の結論は、「上灘以西においては、その存在そのものを推定すること自体困難である」とし、即ち、伊方沖の中央構造線はどこにあるかわからない―となった。

しかし、一号炉審査の後に実施した「佐田岬―構造」の調査結論においては、「それによれば、まず四国地方において、三波川帯と和泉層群の境をなす中央構造線は、陸上における両地層を海域中で追跡することによって、上灘西方六ｋｍの海域中までは確認することができるが、これより西方海域では、三波川帯と和泉層郡とが接触するパターンは見失なわれ、かわって三波川帯と和泉層より年代的にははるかに新しい洪積層とが接触するパターンが続いている。したがって、上灘西方の海域においては、中央構造線の存在そのものを推測することが困難である」（乙三―二、Ｐ５０）と明言している。

念のため、右乙三―二を含む二号炉申請書添付六の他の個所における中央構造線の同所についての記述を見てみると、同添付六の六―三―二三から二四において、「…中央構造線は、上灘西方六ｋｍの伊予灘海域までは確認できるが、それ以西においてはその存在そのものを推定すること自体困難である」（甲十三号証の三）と、前より更に強く記述している。

ここで立地条件(三)の甲十二号証ノ四を見ていただきたい。同図面で明らかなごとく、上灘西方の海域とは、二号炉敷地前面を含む海域である。従って、右結論の当然の帰結として、本件二号炉敷地沖合の中央構造線の位置（存在）そのものを推定すること自体も困難である―というのが、この調査の結論であることは何人も否定できないのである。

（以下次号に続く）

会計報告（'85. 4/30～5/31）

収入	
会費	21,000
ニュース購読料	71,500
「判決」売上金	500
コピー代金	40,000
計	133,000
支出	
ニュース印刷代	31,000
郵送料	10,740
振替手数料	520
会場費	6,000
事務用品費	4,500
コピー料金	4,720
ゼロックス・リース料	14,300
計	71,780
差引	61,220
積立金合計	1,107,423

伊方訴訟ニュース

第142号

1985年6月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先：〒530 大阪市北区天満4-9-15 第一神明ビル
藤田法律事務所内 ☎06-363―2112口座大阪3-48780

２号炉第２３回公判

「行方不明」のはずの中央構造線を「沖合５～８km」に遠ざけた安全審査の怪

５月２４日、３ケ月ぶりに開かれた法廷には、いつものように、一日の仕事を休んで松山までやってきた１０名の原告らが、ほとんど新顔で、出張費付きでダンマリの、ほぼ同数の国側代理人たちと向き合っている。

まず裁判長が、国側が提出した釈明書を確認する。今回も、ほとんど何も答えていないとのこと。ついで、原告席から近藤さんが立ち、その日の朝に提出した５２頁の部厚い準備書面（本号２頁参照）を、１時間以上にわたって陳述する。

前回、住民側は、四電が中央電力研究所に依頼した「海底音波探査」のデータを法廷で示しつつ、「中央構造線は伊方原発の沖合５～８ｋｍを通ると推測する」との、２号炉安全審査のデタラメさを明らかにした。

今回は、それに続くもので、では何故、そんなデタラメを安全審査会が書いたのかを説き明かした書面であった。

「音波探査」は２回行われたが、その第１回目の結論を基にして、１号炉の安全審査は「５～８ｋｍ」を打出した、という。２号炉安全審査も、その結論を受けついでいる。ところが、実は、２号炉審査と並行して、２回目の調査が進行していた。１回目は不十分だったということで。

その２回目の調査でも、中央構造線を示す異った地層の境界を見つけることができなかった。そして「中央構造線の存在そのものの推測は困難」との結論を出さざるを得なかった。つまり、「５～８ｋｍ」説を否定してしまったのである。

この結論を、時間的にも十分検討できたはずの審査会は、こともあろうに、相変らず「５～８ｋｍ」説が正しいかのように見せかけて、中央構造線がそれより南にしかあり得ない事実を、何とかゴマかそうとした。

こうしたカラクリを、住民側は一方で、２回の調査の、それぞれの時期や結論を、そして他方では、１号炉と２号炉の、それぞれの安全審査の時期と結論を、安全審査会の資料を証拠に具体的に比較しながら暴露していったのである。裁判長も熱心にメモを取りながら書面を追っていた。近藤さんの陳述が終ると、期せずして拍手が起こる。

最後に裁判長は国側に、「原告側が釈明を求めていることに対し、応答するよう」と要望し、次回を９月２７日ときめて閉廷した。

２号炉訴訟

原告準備書面

―立地条件（四）―

1985年2月8日提出（その２）

目　次

はじめに
(一) 二つの音波探査資料
(1) 二号炉審査会が示した中央構造線
(2) 被告の証拠資料及び申請書の中で示された二つの音波探査。
(二) 二つの音波探査調査の位置と関係
(1) 一回目の調査は、調査範囲は狭く調査測線の数も少ない小規模な調査だった。
(2) 二回目の調査は、一回目の調査の五倍を上回る測線と十倍近い範囲の海域を音波探査し、更に、これを陸上露頭と対応して行なった大規模調査だった。
(3) 二回目の調査は、一回目の調査の継続調査であり、二回目の調査の結論は、一、二回を通しての総合所見である。
(三) 二つの音波探査調査の結果（結論）
(1) 一号炉審査の際の音波探査の結論は
「中央構造線を原発敷地沖合五～八ｋｍに推定」した。
(2) その後に実施した調査の結論は
「上灘の西方六ｋｍより以西においては、その存在そのものを推定すること自体困難である」とし、即ち、伊方沖の中央構造線はどこにあるかわからない― となった。
(四) 一回目の調査の結論は、二回目の調査、即ち、二つの音波探査調査によって明確に「否定」された。
(五) 音波探査の調査結果とは、全く異なる見解＝判定を示した二号炉安全専門審査会（報告書）
(六) このデタラメ判定を隠すために用いた「オマケ」
(七) 一号炉審査と二号炉審査における海底音波探査調査資料＝申請書添付書類をめぐる奇妙な相似現象
(1) 一号炉音波探査の調査実施と同一号炉安全審査の最終部会報告書の決定は「同じ月」だった。
(2) 二号炉審査でも、申請書添付書類として、音波探査資料が審査会に提出されたのは、最終部会報告書決定の日の二十日前である。
(3) 一号炉審査にも参加していた三人の委員と調査員
デタラメ審査の責任転稼はできない。
（結論）
原子炉規制法の要件を満たさない二号炉立地条件審査は違法であり、被告はただちに許可処分を取り消せ。
釈明を求める事項

主張に先だち、まず、本書面を昨年十月五日に提出した書面及び、本年二月八日に提出した書面と同一の関連書面とし、昨年十月五日提出の地盤関連書面を立地条件(一)、同じく同日に提出した地盤関連書面を立地条件(二)、本年二月八日提出書面を立地条件(三)、本日提出書面を立地条件(四)とする。

はじめに

原告は立地条件(三)において、被告が準備書面(二)で中央構造線の位置について「（沖合）五キロ～八キロの範囲であると推測され」（被告準(二)Ｐ２２～２３）と主張した点について、右五キロ～八キロにある地層（伊予灘層）は中央構造線をはさんで対する領家帯と三波川帯の二大地帯において、中央構造線の北側にある領家帯の「中」に存在する地層を示しており、従って、その地層（伊予灘層）中にある断層が中央構造線である可能性はない―ことを明らかにし、被告の中央構造線推定位置の誤りを指摘した。従って右原告の指摘により、被告が同右の主張に続いて強く断言した「従ってそれより（五～八ｋｍより―原告註）南にあるとは考えられない」（同書面(二)、Ｐ２３）との主張も又、完全に誤っており、被告が「無い」と言いきった「五～八ｋｍ」より「南」にしか、中央構造線は存在しえないことが明らかになったのである。原告は、既に先の立地条件(三)で、本件二号炉の立地する三崎半島の北側海岸が、断層海岸として従来より広く衆知の事実となっていたことを証拠をもって示し、従って、右海岸部、即ち本件二号炉敷地前面海域の極めて近くに中央構造線が存在する可能性が大きいことを明らかにした。この点については、今後、被告主張の矛盾と証拠のズサンさを逐次追及する中で、更に明確にしていくべく準備を進めているところである。

さて本書面、立地条件(四)に於いては、右の通り、被告が完全に誤った結論を出すために用いた本件二号炉安全審査会報告書では中央構造線についてどお審査していたのか―を検討し、特に、その審査の際に使用された海底音波探査資料の審査方法のデタラメぶりを明らかにし、従ってそのデタラメ審査をもとに出された同審査会結論の誤りと、それをもとにして被告が成した本件許可処分の違法性を主張するものである。

(一) 二つの音波探査資料

(1) 二号炉審査会が示した中央構造線

本件二号炉の原子炉安全専門審査会（以下二号炉審査会と略す）が原子力委員会に提出した、本件二号炉の設置変更に係わる安全性についての報告書（以下、二号炉報告書と略す）において、中央構造線についての審査結果は、同報告書の立地条件の評価の項に記述されている（乙四号証、Ｐ２２）。

その結果とは、わずか十三行にすぎないが、次のようなものである。「なお一号炉審査の際の音波探査によれば、本発電所敷地の北側五～八ｋｍの伊予灘海域に佐田岬半島とほぼ平行に中央構造線の延長を示唆するともみられる記録が認められたが、それ以南の海域の記録はきわめて安定しており、近い将来においても断層運動などの大きな地変が予想されるものではないと判断した。」これが中央構造線の位置を推定したものであり、続いて、「申請者において、その後、更に敷地前面を含む広範囲の海域の音波探査が追加実施されたので、その結果について審査した結果、前面海域の上記の場所においては、少なくとも最上位の堆積層の堆積以後の断層活動は認められないことが判明した。」と、先に示した「上記の場所」の堆積層についての判断を示している。これが中央構造線に関する同審査会の判断の総べてである。なお、右文章の後

に「更に微小地震（略）これまでの妥当性が明らかになった」なる文章があるが、この文章中の「これまでの」なる内容と範囲が全く示されておらず、何を指して妥当としたのか皆目不明であるので、この個所については今回は検討外とした。

右報告書で明らかな通り、二号炉審査会が原発沖及び伊予灘海域中の、中央構造線の位置と、その活動性について判断するのに用いた資料は、「一号炉審査の際の音波探査」と、「その後更に敷地前面を含む広範囲の海域の音波探査」の二つである。従って、この二つの音波探査とはどういうものであるのかを知る必要がある。

(2) 被告の証拠資料及び申請書の中で示された二つの音波探査

右二つの音波探査資料については、被告提出の乙号証三の二（以下乙三ー二と略す）の中に示されている。即ち、「一号炉審査時の音波探査」とは、昭和四十七年十月に実施されたものであり、「その後の音波探査」とは、昭和四十九年十月から同五十年四月までの間に実施されたものである（乙三ー二、P48～49）。

更に、右二つの正式な資料名については、本件二号炉増設変更許可申請書（以下二号炉申請書と略す）の添付書類六（以下添付六と略す）中の「参考文献及び参考文書」中に示されている（甲十三号証ノー）。同証拠によると、一号炉審査の際の音波探査は、「伊方発電所前面海域海底地質調査結果について、（音波探査による）」四国電力株式会社、昭和四十七年であり、（以下「伊方発電所―について」と略す）、その後の音波探査調査とは、「佐田岬半島沿岸海域の地質構造」―音波探査による海底地質の考察。緒方正虔、電力中央研究所報告３７５００６。電力中央研究所土木技術研究所、昭和五十年九月―である。（以下「佐田岬―構造」と略す）。

なお、二つ目の「佐田岬―構造」中の音波資料は、既に原告準備書面の立地条件(三)で原告が用いたものであることは同書面で示した通りである。この二つの音波探査資料以外で伊予灘海域中の海底音波探査を実施した資料は、二号炉申請書及び、同添付書類中には見当らない。

(二) 二つの音波探査調査の位置と関係

(1) 一回目の調査は調査範囲は狭く、調査測線の数も少ない小規模な調査だった。

先に二つの音波探査調査の期間と調査名を示したが、次に二つの調査の調査方法と両調査の関係について検討する。

まず、昭和四十七年十月に実施された「伊方発電所―について」の調査内容をみると、その調査期間は「十月」としかわからず、具体的な調査期間は現時点では不明であるが、少なくとも一カ月以内の調査だったことは確かである。そして調査範囲は、「敷地を中心に東西五ｋｍ、沖合十ｋｍの範囲について南北に六測線を設定し、各測線上で連続音波探査を実施した」（乙三ー二、P49）というものであるが、この調査について調査依頼者の四国電力は「しかしながら、音波探査の記録は、地層の音響的な相異から、海底の地層の形状や硬さの変化等を反映するものであって、海底の地層や岩石を直接標示するものではないので、敷地前面海底の詳細な地質構造を明らかにするためには、さらに広搬囲にわたって陸上の露頭で確認されている地層を海上において追跡調査し、音波探査の記録を陸上の地層と関連させながら解析することが必要である。」(同右）として、二回目の調査を実施したのである。

(2) 二回目の調査は、一回目の調査の五倍を上回る測線と、十倍近い範囲の海底を音波探査し、更にこれを陸上露頭と対応して行なった大規模調査だった。

即ち、二度目の調査内容は、「このため、敷地東方向約四十ｋｍの伊予市海岸付近から敷地西方向約四十ｋｍの佐賀関半島に至る陸上の露頭調査と並行して、海岸線より沖合十ｋｍの範囲について、昭和四十九年十月～十一月及び昭和五十年三～四月の二回に分けて音波探査を実施した」（乙三ー二、P49）のであり、その調査測線は、南北方向の測線数が三十一本、東西方向には、九州佐賀関半島沖合から本県長浜町沖に至る間を、三本の測線でつないでいるものであり（甲十二号証ノ四、乙三ー二、P66）、「音波探査の実施に当っては、あらかじめ佐田岬半島の長手方向と直角に、三～五ｋｍ間隔で各々延長十ｋｍの予定探査測線を設定し、この探査測線が伊予市及び佐賀関付近における陸上の特徴的な地層と密着するよう適宜変更しながら、東から西へと測定範囲を広げ、最終東西九十五ｋｍの範囲を探査した。」（同右）というものである。これが二回目の「佐田岬―構造」調査だったのである。

(3) 二回目の調査は一回目の調査の継続調査であり、二回目の調査の結論は、一回、二回を通しての総合所見である。

右、二の(1)と同(2)で検討したことで明らかな通り、一回目、即ち一号炉審査の際の音波探査である「伊方発電所―について」の調査は、原発沖合のごく狭い範囲について音波探査したものであり、しかも、陸上との地層、地質との対応検討もなされていないものだった。

従って、その後に実施した「佐田岬―構造」の調査でもって、初めて三崎半島北岸海域の海底地質調査が完了したといえるのである。念のため、右「佐田岬―構造」調査資料中の「序」の章、及び「音波探査の実施概要」の章のコピーを示す（甲十三号証ノ二）。そこにおいて、「四国電力株式会社によって、音波探査によって佐田岬半島に沿う伊予灘の海底地質を調べることが立案され」とあり、更に続いて、「音波探査は次のように実施された。第一回目は昭和四十七年十月、瀬戸町の三机港を基地とし、第二回は昭和四十九年十月、長浜港を基地とし、第三回は昭和五十年三月、瀬戸町の三机港を基地とした。（略）ー」、「第一回目の調査は、伊方町立神沖から瀬戸町三机までの狭い範囲で実施されたが、同地域を含み所定全域を第二回及び第三回の調査で完了した」と記されてあり、右の原告主張を裏づけている。

(三) 二つの音波探査調査の結果（結論）

(1) 一号炉審査の際の音波探査の結論は、「中央構造線を原発敷地沖合五～八ｋｍに